

令和3年分 市民税・県民税 申告について

半田市

☎半田市税務課市民税担当 0569-84-0620（直通）

日頃は、半田市税務行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
さて、令和3年分の申告時期を迎えましたので、ご案内をさせていただきます。
なお、本案内および市民税・県民税申告書は、前年の申告実績などをもとにお送りさせていただいております。
申告をされないと、所得・課税証明書の発行ができない場合や、国民健康保険税の軽減等が受けられない場合があります。

●申告書は電子申請または郵送でお願いします

申告会場は毎年大変混雑します。長時間お待ちいただく場合がございますので、「半田市 電子申請・届出システム」を利用した電子での申請又は、郵送で提出をお願いいたします。

●申告受付会場および日程

令和3年分の申告受付会場および日程は次のとおりです。

受付日	申告受付会場	受付時間	受付日	申告受付会場	受付時間
1月25日(火)	乙川公民館	13時～15時	2月3日(木)	神戸公民館	9時30分～12時 13時～15時
1月26日(水)		9時30分～12時	2月4日(金)		
1月27日(木)	板山公民館	9時30分～12時 13時～15時	2月8日(火)	瑞穂記念館	13時～15時
1月28日(金)		2月9日(水)	亀崎公民館	9時30分～12時 13時～15時	
2月1日(火)	有協公民館	13時～15時			2月10日(木)
2月2日(水)		9時30分～12時	※各会場へのお問い合わせはご遠慮ください。		

・2月14日以降につきましては、市民税・県民税の申告のみ半田市役所2階11番窓口の税務課にて受け付けをいたします（平日のみ）。本年は、アイプラザ半田は開設いたしません。

・入場整理券の配布時間、受付人数の上限については、右のQRコードをご確認ください。



●申告に関する注意事項

- ・申告手続きには、個人番号の記載および本人確認が必要です。マイナンバーカード、または通知カードと本人確認書類（運転免許証など）を持参してください。
- ・公民館等での申告受付期間中は、半田市役所内では申告書の作成指導は行っておりませんのでご注意ください。（ただし、作成済みの申告書の提出はできます。）

●市民税・県民税の申告が必要な場合

次のうち、いずれか1つでも当てはまる場合は、市民税・県民税の申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をされた場合は、市民税・県民税の申告は不要です。

- (1) 不動産・農業などの所得がある方
- (2) 給与や公的年金等以外の所得がある方（公的年金等以外の雑所得、配当所得、一時所得など）
- (3) 給与や公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除（医療費控除など）を受けようとする方
- (4) 令和3年中に無収入または非課税収入（遺族年金、障がい年金など）のみの方で、生計が同じ親族の扶養家族になっていない方

※青色申告者や、分離申告（土地や建物の譲渡、株式の譲渡など）をされる方、今回の申告から住宅借入金等特別控除を受けられる方は、住吉福祉文化会館で申告を行ってください。（「事業所得者・譲渡所得者・住宅借入金等特別控除を申告される方へ」をご覧ください。）

● 市民税・県民税の申告に必要なもの

令和3年中の収入状況がわかるもの（源泉徴収票など）を全てお持ちください。また、令和3年中に支払った保険料の領収書や証明書がある場合は併せてお持ちください。

(1) 令和3年1月1日～12月31日までの所得が分かるもの

事業所得者・・・収支内訳書

給与所得者・・・「令和3年分の給与所得の源泉徴収票」、給与支払者の支払証明書など、令和3年中の収入金額が分かるもの

年金所得者・・・「令和3年分の公的年金等の源泉徴収票」

※個人年金や報酬など、上記以外の所得があった場合は、その収入金額がわかるものも、併せてお持ちください。

(2) 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払証明書または領収書

(3) 生命保険料、地震保険料、小規模企業共済等掛金などの支払証明書

(4) 医療費控除の明細書

※令和3年中に支払った医療費について、「医療費控除の明細書」を作成し、持参してください。

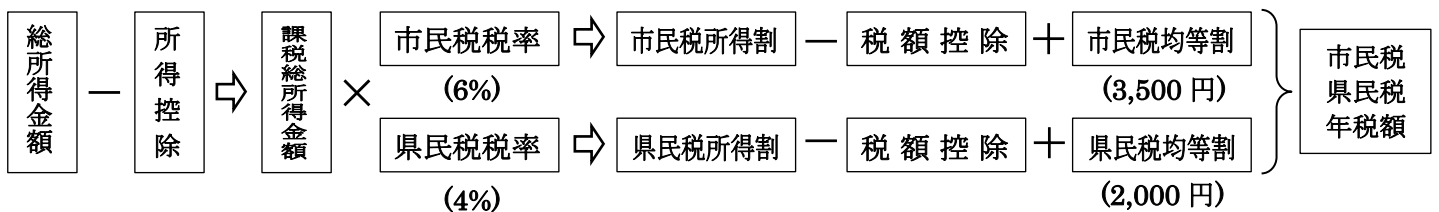
(5) 学生証（申告者が令和3年12月31日時点で学生であった場合）

(6) 障がい者手帳または障がい者控除対象者認定証（※）（障がい者控除を受ける場合）

（※）詳しくは高齢介護課介護認定担当（☎84-0648（直通））までお問い合わせください。

(7) 本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）

● 市民税・県民税の計算方法



事業所得者・譲渡所得者・住宅借入金等特別控除を申告される方へ

市内公民館等6か所では、市民税・県民税申告書を提出される方や所得税を確定申告書Aの様式で申告される方のみ受付しています。確定申告書Bの様式で申告をされる方は受け付けられませんので、恐れ入りますが、住吉福祉文化会館（住吉神社内）で申告を行ってください。

所得税確定申告についての問い合わせ先：半田税務署（☎0569-21-3141）

対象者：事業や農業、不動産所得がある方（白色申告者は申告義務がある方）

譲渡所得（土地や建物、株式の譲渡など）を申告される方

今回の申告から住宅借入金等特別控除を受けられる方 など

受付期間：2月16日（水）～3月15日（火）の平日



2月20日（日）、2月27日（日）は受付を行っています。

受付時間：9時～17時

● 市民税・県民税申告書の電子での提出方法について

令和3年1月より、半田市のウェブページ上で「市民税・県民税申告書」の作成及び提出を行うことができます。

下記QRコードを読み取り、行ってください。

市民税・県民税申告書作成コーナー	市民税・県民税申告書の電子送信について
	

所得の種類 ※ () 内の数字は申告書の項番です。

所得の種類		所得の内容	所得の計算・算式
事業所得	営業等所得 (1・13)	製造業、販売業、サービス業等の営業から生ずる所得や、外交員、大工、日雇等の自由業から生ずる所得 必要経費…商品の原価、地代、家賃、減価償却費等	収支内訳書を記載のこと 収入金額 - 必要経費 - 事業専従者控除額
	農業所得 (2・14)	米、果樹、野菜などの栽培、農家が経営する家畜などの飼育、その他これに類する生産などの事業から生ずる所得	
	不動産所得 (3・15)	家賃、地代、小作料、駐車場料金などによる所得 必要経費…火災保険、固定資産税、減価償却費、管理費等	
	利子所得(4・16)	公社債および預貯金の利子、貸付信託および公社債投資信託の分配金	収入金額 = 所得金額
	配当所得(5・17)	法人から受ける利益の配当、投資信託（公社債投資信託などを除く）の収益の分配金等	収入金額 - 元本を取得するために要した負債の利子
	給与所得(6・18)	給料、賃金、賞与などの性質を有する給与による所得	<給与所得金額の求め方> (参照※1)
雑所得	公的年金等 (7・19)	公的年金等(国民年金、厚生年金、恩給など) 遺族年金や障がい年金は非課税所得のため、計算されません	<公的年金等の所得金額の求め方> (参照※2)
	業務(8・20)	副業に係る収入の内営利を目的とした継続的な所得	収入金額 - 必要経費
	その他(9・21)	公的年金等や業務に当てはまらない所得	
	総合課税の譲渡所得 (10・11・23)	土地、建物以外の機械、著作権等の資産を譲渡して得た所得 ・短期…取得後 5 年以内に譲渡 ・長期…取得後 5 年を超えて譲渡（特別控除額 50 万円）	(収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) × 1/2
	一時所得 (12・23)	生命保険契約等の満期返戻金など（特別控除額 50 万円）	

所得控除 所得から差し引かれる金額 ※ () 内の数字は申告書の項番です。

区分	控除の内容	控除額の計算・算式																																								
社会保険料控除(27)	前年中に自己または自己と生計を一にする親族の健康保険料・厚生年金・国民年金・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを支払った場合に控除されます。※配偶者の年金から天引きされたものは対象になりません。	1 年間で支払った金額																																								
小規模企業共済等掛金控除(28)	前年中に小規模共済法第 2 条第 2 項に規定する共済契約に基づく掛金などを支払った場合に控除されます。	1 年間で支払った金額																																								
生命保険料控除(29)	前年中に自己または自己と生計を一にする親族を受取人とする生命保険契約や個人年金保険契約、介護医療保険契約の保険料を支払った場合に控除されます。 ※合計の控除限度額【旧制度のみ】70,000 円 【新制度のみ】70,000 円 【旧制度と新制度の両方を適用】70,000 円	【旧制度】<生命保険料控除額の求め方> (参照※4) (一般の生命保険料控除額) 上限 35,000 円 + (個人年金保険料控除額) 上限 35,000 円 【新制度】<生命保険料控除額の求め方> (参照※4) (一般の生命保険料控除額) 上限 28,000 円 + (個人年金保険料控除額) 上限 28,000 円 + (介護医療保険料控除額) 上限 28,000 円																																								
地震保険料控除(30)	前年中に自己または自己と生計を一にする親族のための損害保険契約等の保険料(保険期間が 10 年以上で、かつ、満期返戻金があり、平成 18 年末までに契約を締結したもの)や地震保険料を支払った場合に控除されます。 ※合計の控除限度額 25,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払い保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td>～50,000 円</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001 円～</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期</td> <td>～5,000 円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,001 円～15,000 円</td> <td>支払い保険料 × 1/2 + 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,001 円～</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		支払い保険料	控除額	地震	～50,000 円	1/2	50,001 円～	25,000 円	旧長期	～5,000 円	全額	5,001 円～15,000 円	支払い保険料 × 1/2 + 2,500 円	15,001 円～	10,000 円																									
	支払い保険料	控除額																																								
地震	～50,000 円	1/2																																								
	50,001 円～	25,000 円																																								
旧長期	～5,000 円	全額																																								
	5,001 円～15,000 円	支払い保険料 × 1/2 + 2,500 円																																								
	15,001 円～	10,000 円																																								
寡婦・ひとり親控除 (31)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者の区分</th> <th colspan="2">配偶者関係</th> <th rowspan="2">死別（又は生死の明らかでない）</th> <th rowspan="2">離婚</th> <th rowspan="2">未婚のひとり親</th> </tr> <tr> <th colspan="2">居住者の合計所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">女性</td> <td rowspan="3">扶養親族</td> <td>有</td> <td>子（ひとり親）</td> <td>300,000 円</td> <td>300,000 円</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無（寡婦）</td> <td>子以外（寡婦）</td> <td>260,000 円</td> <td>260,000 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>260,000 円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">男性</td> <td rowspan="3">扶養親族</td> <td>有</td> <td>子（ひとり親）</td> <td>300,000 円</td> <td>300,000 円</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無</td> <td>子以外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	居住者の区分	配偶者関係		死別（又は生死の明らかでない）	離婚	未婚のひとり親	居住者の合計所得金額		女性	扶養親族	有	子（ひとり親）	300,000 円	300,000 円	300,000 円	無（寡婦）	子以外（寡婦）	260,000 円	260,000 円	—	無	260,000 円	—	—	男性	扶養親族	有	子（ひとり親）	300,000 円	300,000 円	300,000 円	無	子以外	—	—	—	無	—	—	—	
居住者の区分	配偶者関係		死別（又は生死の明らかでない）	離婚				未婚のひとり親																																		
	居住者の合計所得金額																																									
女性	扶養親族	有	子（ひとり親）	300,000 円	300,000 円	300,000 円																																				
		無（寡婦）	子以外（寡婦）	260,000 円	260,000 円	—																																				
			無	260,000 円	—	—																																				
男性	扶養親族	有	子（ひとり親）	300,000 円	300,000 円	300,000 円																																				
		無	子以外	—	—	—																																				
			無	—	—	—																																				
障がい者控除(32)	自己や親族で身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉、戦傷病者、被爆者手帳の交付を受けているか、寝たきり老人等の認定を受けている場合に控除されます。 ※手帳、認定書等を提示してください。 ※同居の扶養親族が特別障がい者に該当する場合は右記の控除額に 23 万円を加算します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障がいの等級</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（身体 3 級～、精神 2,3 級、療育 B,C 表示）</td> <td>260,000 円</td> </tr> <tr> <td>特別（身体 1,2 級、精神 1 級、療育 A 表示）</td> <td>300,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	障がいの等級	控除額	一般（身体 3 級～、精神 2,3 級、療育 B,C 表示）	260,000 円	特別（身体 1,2 級、精神 1 級、療育 A 表示）	300,000 円																																		
障がいの等級	控除額																																									
一般（身体 3 級～、精神 2,3 級、療育 B,C 表示）	260,000 円																																									
特別（身体 1,2 級、精神 1 級、療育 A 表示）	300,000 円																																									

